

品川区ケアプランデータ連携システム補助金交付事業実施要綱

制定 令和 7 年 3 月 2 4 日 区長決定 要綱第 2 0 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が構築したケアプランデータ連携システムのライセンス料を補助し、その導入を促進することで、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の負担軽減および職場環境改善による生産性向上を図ることを目的とする。

（補助対象）

第 2 条 補助金の対象となる者は、区内で介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく介護サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者とする。ただし、次に掲げる者が運営する法人の事業所は、補助の対象外とする。

- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成 2 4 年品川区条例第 3 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員および同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）、介護保険法またはこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

2 この補助金の対象経費について、重複して他の法律または予算制度に基づく補助金の交付を受けている事業者は、当該補助金の対象となった事業所の分に限り同一年度は支給の対象としない。

（補助対象経費）

第 3 条 補助金の対象となる経費は、令和 7 年 4 月 1 日以降に支払うケアプランデータ連携システムのライセンス料とする。

（補助金額）

第 4 条 補助金額は、事業者が支払ったライセンス料を限度とし、1 事業所あたり 21,000 円を上限とする。ただし、同一の事業所が 2 回目の補助金を受ける場合にあっては 15,000 円、3 回目の補助金を受ける場合にあっては 10,000 円を上限として算定するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において 1 事業所につき 1 回とする。この場合において、同一の事業所が補助金を受けることができる回数は、通算 3 回までを限度とする。

（交付申請）

第 5 条 事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、品川区ケアプランデータ連携システム補助金交付申請書（第 1 号様式）を、区長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、申請書の内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、品川区ケアプランデータ連携システム補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その決定の内容を申請者(以下「補助対象事業者」という。)に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、品川区ケアプランデータ連携システム補助金請求書(第3号様式)に関係書類を付して区長に提出し、当該補助金の支払いを請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査のうえ、適当と認める場合は、補助金の額を確定し、品川区ケアプランデータ連携システム補助金交付額確定通知書(第4号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付前に、第2条第1項ただし書きに該当または交付申請の対象となる事業所を廃止した補助対象事業者には、補助金の交付をしない。

(補助金の返還)

第9条 区長は、補助対象事業者が偽りその他不正行為により給付を受けたときは、当該受給者から当該給付額の全部または一部を返還させることができる。

2 区長は、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)第15条の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

3 前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

法人所在地

法人名称

代表者名

品川区ケアプランデータ連携システム補助金交付申請書

品川区ケアプランデータ連携システム補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付申請をします。

記

1. 事業所情報

事業所名			
事業所番号		サービス種別	
介護システム（ソフト）名			

2. 交付申請額 円

第2号様式（第6条関係）

文書番号
年 月 日

様

品川区長

品川区ケアプランデータ連携システム補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました品川区ケアプランデータ連携システム補助金について、
下記のとおり決定をしましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業所名

2. 対象事業所番号

3. 交付決定金額 円
(不交付の場合の理由：)

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

法人所在地

法人名称

代表者名

品川区ケアプランデータ連携システム補助金請求書

品川区ケアプランデータ連携システム補助金実施要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されたく請求します。

記

1. 対象事業所名

2. 対象事業所番号

3. 補助金請求金額 円

4. 添付書類 ケアプランデータ連携システムのライセンス料支払いがわかるもの

様

品川区長

品川区ケアプランデータ連携システム補助金交付額確定通知書

年 月 日付で請求のあった品川区ケアプランデータ連携システム補助金について、審査の結果下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 円
（不交付の場合の理由： ）